

なお、児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

① 父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童

② 父が死亡した児童

③ 父が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童

④ 父の生死が明らかでない児童

⑤ 父が引き続き1年以上遺棄されている児童

⑥ 父が法律により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑦ 未婚の母の児童

⑧ すて子などで、生まれたときの事情が不明である児童

ただし、次の場合は手当を受けられないときがあります。

・ 対象児童が母の配偶者（事実婚を含む。）に養育されているとき。

・ 対象児童や受けようとする母又は養育者が国民年金、厚生年金などの公的年金を受けられるとき。

・ 支給要件に該当した日から5年以上経過したとき。  
・ 一定額以上の所得があるとき。

### 特別児童扶養手当

日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している人です。

ただし、次のような場合は手当を受けられません。

① 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

② 対象児童が児童施設などに入所しているとき。

③ 一定額以上の所得があるときは、手当の支給が停止されます。

くわしいことは、役場保健福祉課（☎82-8816）へお問い合わせください。



## 保険料を納めるのが困難な方は保険料の免除手続きを！ 学生の方は国民年金保険料納付特例制度の手続きを！

### 年金だより

国民年金保険料は原則として納めていたただかなければなりません。

しかし、次のような理由により保険料納付の困難な時は、保険料の免除制度（学生は納付特例制度）がありますので、印鑑（学生の方は印鑑と学生証の写し）を持参のうえ、5月末日までに役場住民課年金係で手続きをしてください。



## 手続きはお早めに！

1. 所得の少ない方や病気やケガ、失業などで納めるのが困難な方
2. 保険料の納付が困難な特別な理由のある方
3. 学生（平成12年度より、親の収入に関係なく本人に収入がなければ該当することになりました。）

※問い合わせは、住民課国民年金係 ☎ 82-8813 へ。